

本協会から臨床心理士の皆さんへ

## 最新の事業報告と公認心理師法への取り組みについて

平成 28 年 2 月 1 日

公益財団法人

日本臨床心理士資格認定協会

臨床心理士の皆様には、お元気にご活躍のこととお慶び申し上げます。新年度に向け、すべての臨床心理士が共有しておきたい本協会事業と進捗状況の最新情報をお届けします。

### 1 本年度も継続して順調に成果をあげて揺るぎなく進んでいます。

本協会では、現在、最大事業である資格審査（試験）が終了し、合格者 1,601 名に通知され、登録手続き業務が進行中です。新年度には、臨床心理士登録者総数 31,291 名になる予定です。臨床心理士資格の特徴を示す資格更新手続き業務も進行中です。本年度は、5 回目更新者 555 名を含む合計 5,282 名が対象です。また、大学院指定に関する指定継続審査（対象 28 校）、中間評価（実地視察対象 16 校）、専門職大学院認証評価（対象 1 校）の最終的な審査手続き業務をはじめ、「第 26 回心の健康会議」、「第 80 回継続研修会」など、年度末に向けて順調な進捗状況にあります。皆様はじめ関係各位のご尽力、ご協力に感謝します。

※詳細は近くお届けする『臨床心理士報 50 号』をご覧ください。その際、基本情報を掲載する「お知らせとお願い」欄は必ず見てください。特に住所・所属変更等による「登録情報変更届」の手続き未了による不利益が生じる可能性注意の情報にご留意ください。

### 2 公認心理師法に協力して取り組む方向で協議を進めています。

本協会は、公認心理師法（平成 27 年 9 月 9 日成立、同月 16 日公布）という新しい状況への取り組みを、法案成立という事実認識と国家資格の重要性への認識を前提に進めています。その際の基本認識・姿

勢（臨床心理士の堅持・共存共栄関係の創造的な構築）については、「臨床心理士各位へのお知らせ」（レモン色）2文書（平成27年11月19日付）を全臨床心理士にお届けし、基本情報として協会ホームページにも公表しています。

その後、お知らせのとおり、文部科学省・厚生労働省の共管・協力により制度設計の準備が法律（施行後六月以内）に沿って進められているところです。第十条（指定試験機関の指定）の実際化については、関係団体（たとえば一般財団法人日本心理研修センター）間での協議がすでに始まっています。また、文部科学省・厚生労働省による公認心理師像の具体化に向けたカリキュラム等の検討も始まります。

緊迫した時間設定の中で協議を進めるにあたり、国民の心の健康に安心・安全を図る国家資格の意義を深く理解し、焦眉の課題、つまり公認心理師法の目的、提出理由に照らした適正な実施に向け、よりよい公認心理師像を創造的に構築していくことに、本協会も重要性を共有しつつ協力して取り組んでいく考えです。

臨床心理士各位には、上記の本年度事業状況のご確認とともに、公認心理師法への取り組みについても、正しい理解を深められ、近く予定される多様な専門家による新しい時代に応じるチーム連携・協働の将来像を構築するため、臨床心理士の独自性・専門性をもって寄与する創造的かつ積極的な契機として活かしていただきたいと思いをします。

本協会としましても、広く多様性を尊重して、「臨床心理士を堅持・飛躍発展させることにより、公認心理師との適切で妥当な共存共栄関係の新たな創造をめざします」（前回文書での項目3）の実現のため、公益に資する事業展開に邁進します。前回文書、本報告をご確認いただき、新しい状況に貢献しうる協会活動へのご理解とご支援をお願いします。

以上